

デジタル化推進アドバイザー業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和3年5月

デジタル化推進アドバイザー業務委託  
公募型プロポーザル審査委員会

## 1 業務の目的

常滑市（以下「本市」という。）は、令和3年3月に「とこなめデジタル化推進宣言」を発表した。宣言では、デジタル技術を「手段」として活用していくなかで、「市民の手間」「業務の無駄」をなくし、「市民の利便性向上」「職員の働き方改革」の実現を図るなど、価値あるデジタル化を目指して、「とこなめデジタル化推進プラン(仮称)」を策定のうえ、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進していくこととしている。

また、DX推進と並行して令和4年度に予定されている、次期情報システムの更新に向けた仕様書の作成なども行うこととしている。

当該事業は、令和3年度から取組を開始したデジタル化の推進及び次期情報システムの更新について、市職員が持ち合わせていない専門的知見を持つ外部アドバイザーを活用することで、指導・助言を仰ぎながら効果的に取組を推進していくことを目的とする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

デジタル化推進アドバイザー業務委託

### (2) 業務場所

常滑市役所本庁等

### (3) 業務内容

以下に関する支援業務を委託するものとする。

ア 国の「自治体DX推進計画」や愛知県の「あいちDX推進プラン2025」を参考とした「とこなめデジタル化推進宣言」に基づく、「とこなめデジタル化推進プラン(仮称)」の策定及びDXの推進に関すること

イ 次期情報システムの更新に向けた仕様書作成に関すること

ウ 市職員等に対する、DX推進に向けた人材育成に関すること

エ その他、社会情勢や国の動向を踏まえたデジタル化推進に関すること

### (4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

### (5) 委託限度額

957,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 受託候補者決定までのスケジュール

### (1) 実施要領のホームページ掲載

令和3年5月31日（月）

### (2) 参加申込の締切

令和3年6月11日（金）

午後5時15分まで

### (3) 審査委員会

令和3年6月18日（金）

### (4) 審査結果の公表（ホームページ）

令和3年6月22日（火）予定

## 4 参加資格及び手続等

### (1) 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の全ての条件を満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと

イ 常滑市指名停止取扱要綱（平成20年常滑市要綱第4号）による指名停止の措置を受けていない者であること

- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと
  - エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
  - オ 過去に、地方公共団体においてデジタル化・情報化のアドバイザー業務の実績を有する者であること
  - カ 業務責任者は、地方公共団体において正規職員として情報システムの構築・運用に関する業務の経験年数を 10 年以上有する者であること
- (2) 質問の提出及び回答
- ア 質問書の提出方法  
質問がある場合は、質問書（様式 2）を常滑市情報政策課のメールアドレス宛に電子メールにて提出すること。  
やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合は、FAX での提出も可とする。
  - イ 提出期限  
令和 3 年 6 月 4 日（金）午後 5 時 15 分まで（必着）
  - ウ 質問書に対する回答  
質問に対する回答は、令和 3 年 6 月 8 日（火）午後 5 時 15 分までに電子メールにて回答する。

## 5 参加申込の方法

### (1) 提出書類

- ア 参加資格要件確認誓約書（様式 1）
- イ 参加申込書（様式 3）  
「デジタル化推進アドバイザー業務委託仕様書」（別紙 1）に記載のある業務内容につながる、これまでの地方公共団体におけるデジタル化・情報化のアドバイザー業務の経験や企画・制作した実績及び PR ポイント、志望したきっかけ・理由、過去の勤務経歴を記載すること。  
※申込書に記載する名前、生年月日、年齢及び過去の勤務経歴については、業務責任者について記載してください。  
※申込書については、ページ枚数に制限はありません。
- ウ 見積書（任意様式）  
提案内容の実施に要する費用を記入し、積算根拠となる見積金額の内訳書を添付すること。
- エ その他参考資料等（任意様式）  
会社パンフレット、これまでに受託した同種の実績一覧表等

### (2) 提出場所及び提出方法

電子メールにて常滑市情報政策課へ提出すること。

### (3) 提出期限

前記 3（2）で指定した日まで

### (4) 申込書の取り扱い

- ア 申込書提出後の記載内容の変更は認めない。
- イ 申込書の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された申込書は、受託候補者を特定する目的にのみ使用し、提出者に無断でその他の目的には使用しない。

エ 提出された申込書等は、必要に応じて複製することもあり得る。

## 6 審査方法

申込者は、申込書について原則リモートでのプレゼンテーションを行うこととする。プレゼンテーションの順番は、常滑市において決定するものとし、開始時間等の詳細については、別途通知する。

- (1) 日時 令和3年6月18日(金)
- (2) 場所 常滑市役所 5階第7会議室
- (3) 説明時間 30分以内(説明15分 質疑15分)
- (4) 出席者 3名以内(実際に支援業務に携わる責任者及び担当者が出席すること。)

## 7 評価方法及び評価基準

### (1) 評価方法

庁内に設置する審査委員会において、申込書及びプレゼンテーションの内容により総合的に判断し、最も評価が高かった申込者を受託候補者として特定する。

ただし、申込者が1社の場合は、申込書及びプレゼンテーションの内容により総合的に判断し、(2)の評価基準を元に審査し、基準(6割以上の得点)を満たせば受託候補者とする。

また、最も評価が高かった申込者が2者以上いる場合は、評価基準のうち①が高かった者を、次に②が高かった者を特定する。それでも2者以上いる場合は、審査委員の多数決により受託候補者を特定する。

### (2) 評価基準

評価項目	主な評価の視点	配点
①遂行能力	業務遂行に十分な知見、専門知識を有しているか。	40
②過去の経験・実績	地方公共団体におけるデジタル化・情報化のアドバイザー業務の経験や企画・制作した実績は充分か	30
③過去の勤務経歴	地方公共団体における情報システムの構築・運用に関する業務の経験年数は充分か	20
④プレゼンテーション及びヒアリング	・分かりやすく、適切な説明か。 ・質問に対する回答が的確か。	10
合 計		100 点

### (3) その他

審査委員会は非公開とし、審査の経過や結果など審査に関する問合せには一切応じない。また、異議申立ても一切認めない。

## 8 結果の通知及び公表方法

### (1) 結果の通知

申込者に特定(非特定)通知書(様式4)により通知する。

なお、特定されなかった申込者は、書面によりその理由についての説明を求められることができる。

### (2) 公表方法

受託候補者の特定結果については、ホームページにて公表する。

## 9 その他留意事項

- (1) 参加申込を取下げの場合は、参加辞退書(様式5)を令和3年6月15日(火)午後5時15分までに常滑市情報政策課へ電子メールで提出し、別途連絡すること。
- (2) 提出書類に虚偽があったとき、提案資格を満たさないことが判明したときは、失格とする。
- (3) 電子メールの通信事故があった場合でも、常滑市は一切の責任を負わない。
- (4) プロポーザルにおいては、本業務に適した受託候補者を選定するのみであり、契約を締結するまでは市と契約関係は生じない。市は、受託候補者との間で、申込を踏まえた協議を行なった上で、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

## 10 担当部課及び連絡先

常滑市役所 企画部情報政策課

〒479-8610 常滑市新開町4丁目1番地

TEL 0569-47-6112

FAX 0569-36-3541

メールアドレス jyoho@city.tokoname.lg.jp

(様式1)

年 月 日

常 滑 市 長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

### 参加資格要件確認誓約書

私（法人）は、デジタル化推進アドバイザー業務委託公募型プロポーザル実施要領4（1）に定められた提案資格を全て満たしていることを誓約します。

#### 記

提案資格：確認欄に「はい」「いいえ」のどちらかに○を付すこと。

提案資格	確認欄
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。	はい・いいえ
イ 常滑市指名停止取扱要綱（平成20年常滑市要綱第4号）による指名停止の措置を受けていない者であること。	はい・いいえ
ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。	はい・いいえ
エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。	はい・いいえ
オ 過去に、地方公共団体におけるデジタル化・情報化のアドバイザー業務の実績を有すること。	はい・いいえ
カ 業務責任者は、地方公共団体において正規職員として情報システムの構築・運用に関する業務の経験年数を10年以上有する者であること。	はい・いいえ

(様式2)

## 質 問 書

業務委託名	デジタル化推進アドバイザー業務委託		
質問日	令和 年 月 日	質問 No.	
会社名		所 属	
担当者名		E-mail	
電 話		F A X	

様式・頁	質 問 内 容	回 答

※電子メールにて送付すること

※宛先：jyoho@city.tokoname.lg.jp

(様式3)

常滑市デジタル化推進アドバイザー申込書

ふりがな			
名前			
生年月日	年 月 日	年齢 (R3.4.1 現在)	歳
現住所			
電話番号			
メールアドレス			

実績・PR等	これまでの地方公共団体におけるデジタル化・情報化のアドバイザー業務の経験や企画・制作した実績及びPRポイントを記載してください(別途、資料を提出いただいても構いません)。

志望したきっかけ・理由 (具体的に)	
-----------------------	--

過去の勤務経歴 (複数ある場合は、ページ数に拘らずいくつでも記載ください。)

勤務先	雇用形態
所属	役職
具体的な職務 (プロジェクト)	

(様式4)

年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者)

様

常滑市長

### 特定（非特定）通知書

年 月 日付けで貴社より申込書の提出のあった下記の業務について、審査の結果、受託候補者として特定（非特定と）したので通知します。

記

業務名：デジタル化推進アドバイザー業務委託

(非特定理由：)

(説明請求期限： 年 月 日)

連絡先  
所 属  
担当者  
電 話

(様式5)

年 月 日

常 滑 市 長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

### 参 加 辞 退 書

下記の業務について、プレゼンテーションに参加しません。

記

業務名：デジタル化推進アドバイザー業務委託